

平成 26 年 1 月吉日

消費税増税における各種手数料変更のご案内

全保連株式会社
代表取締役 迫 幸治

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 8 月 10 日に可決された改正消費税法により、平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が 5%から 8%に引き上げられることとなりました。

これに伴い、各種手数料を下記の通り変更させていただきます。

なお、本件に関するご質問等ございましたら、当社ホームページをご覧いただくか、営業担当者もしくは最寄りの本社・各支社までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

1.改正における基本対応について（すべて税込表示）

- (1) 契約事務手数料を現行の 10%から 10.29%へ改定致します。

※平成 26 年 4 月 30 日まで実施の「住居学生用キャンペンプラン」については契約事務手数料を 1,000 円から 1,030 円へ改定致します。

- (2) 代位弁済事務手数料（保証事務手数料）を以下の通り改定致します。

賃貸借保証委託契約書 26 版以前	1,000 円⇒1,030 円
27 版～32 版	1,050 円⇒1,080 円
33 版以降	2,100 円⇒2,160 円

- (3) 口座振替サービス手数料を現行の 315 円から 324 円へ改定致します。

- (4) 回収賃料の送金手数料を現行の 420 円から 432 円へ改定致します。

（集金業務委託契約をご利用いただいている場合）

2.税率適用時期について

- (1) 契約事務手数料

当社からの請求、集金時期によって異なります。

- (2) 代位弁済事務手数料

平成 26 年 4 月 1 日以降の代位弁済実行分より適用致します。

- (3) 口座振替サービス手数料


平成 26 年 4 月引き落とし対象分より適用致します。

- (4) 回収賃料の送金手数料

平成 26 年 4 月送金分より適用致します。

3.審査回答書の変更について

F A Xにてお送りする回答書へそれぞれの税率に適応する事務手数料を表示いたします。

■ 個人情報同意書		回答書		(○○地区)		
		【承認書】		承認日 平成26年01月14日		
				有効期限 平成26年04月14日		
重要 ※回答書の有効期限は、承認日から3ヶ月です。3ヶ月を過ぎますと再審査となります。						
A B C不動産 株式会社 () 様 御中						
お申込みいただいた下記の件につき、保証をお引き受けいたします。 ※当社からの回答書FAX送付先は、管理会社様のみでございます。 仲介会社様等への審査結果連絡は、御社にてお願いいたします。						
借主 () 全保連 太郎 様						
101 号室						
借入用途 初回のみプラン/住居用						
保証人数 1名						
月額賃料	54,000円					
初回保証委託料	7,000円 (50%)	43,200円 (80%)				
年間保証委託料	4,400円					
事務手数料※1	消費税5%	5,400円 税込(10%)				
	消費税8%	5,557円 税込(10.29%)				
保証限度額	648,000円 (月額賃料×12ヶ月分)					
※1 事務手数料については、賃借人様から別途徴収の必要はございません。						
注：消費税増税対応により2種類の事務手数料を表示しております 注：事務手数料のお取り扱いが当社からの請求・集金時期により異なります						
ご不明点がございましたら当社ホームページをご覧くださいか営業担当迄お問い合わせいただきますようお願い致します。						
↑ 返信専用 F A X 098-866-6081	◆不動産会社様記入欄◆ ※ 当社契約書と初回保証委託料が揃いましたら、下記項目をご記入・選択の上、返信専用FAX番号にご返信ください。					
	各項目ごとに○をつけてください。					
	契約 (完了・キャンセル)					
	保証プラン (初回のみプラン・毎年プラン)					
	保証開始日 平成 年 月 日					
家賃管理 (管理会社 ・ 賃貸人)						
 Zenhoren		全保連株式会社 コントロールセンター 沖縄県那覇市久茂地2-22-10 那覇第一生命ビル5階 TEL: 098-866-6081		<table border="1"> <tr> <td>担当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○○</td> </tr> </table>	担当	○○
担当						
○○						

4.その他

消費税率改正に伴い、入居者管理システムへ登録いただいている賃料等が変更するケースにつきましては、改めて入居者管理システム内にてご案内いたします。

以上